

地下水質測定結果について(平成 28 年度)



このたび環境省は、平成 28 年度の地下水質測定結果を公表しました。国及び地方公共団体では、水質汚濁防止法第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条に基づき、全国の地下水汚染事例における汚染原因・対策等の状況を把握するため、地下水質の測定を毎年実施しています。調査井戸総数は 8,714 本であり、そのうち概況調査が 3,278 本、汚染井戸周辺地区調査が 1,064 本、継続監視調査が 4,372 本になります。

概況調査の結果をみると、全体の環境基準超過率は 6.1%(前年度 5.8%)でした。項目別では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準(基準値:10mg/L 以下)超過率が最も高く、3.6%(同 3.5%)でした。継続監視調査の結果をみると、基準超過の井戸数が最も多いのは、こちらも硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であり、次いでテトラクロロエチレン、ヒ素となっています。

過去 5 年間の全国調査区分において、環境基準の超過井戸が存在する市区町村数を取りまとめた結果、VOC(揮発性有機化合物 13 項目)が環境基準を超過した井戸がある市区町村数は 352 で、全市区町村の 20%(同 21%)でした。同様に重金属等では 402 で 23%(同 23%)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素では 491 で 28%(同 28%)でした。

当社では、地下水質の分析を始めとした多くの水質分析について実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2017 年 12 月 26 日付 環境省報道発表資料

環境検査箇所 清水翔太